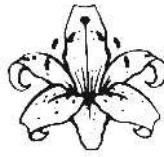


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 4 月 8 日 (金曜日)

定期 第 298 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ	
○告示		(環境農政・資源循環推進課) 207
液化石油ガス販売事業者の認定 (くらし安全防災・消防保安課)	205	土地改良区役員就退任届出 (横須賀三浦地域県政総合センター) 207
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療課)	205	大規模小売店舗の新設の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 208
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	205	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (3 件) (産業労働・商業流通課) 208
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	205	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要 (産業労働・商業流通課) 209
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	206	都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課) 210
建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止 (県土整備・建築指導課)	206	地籍調査の成果の認証 (県土整備・技術管理課) 210
神奈川県収入証紙の販売者の指定取消し (会計・会計課)	207	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所) 210
○公告		中型まき網漁業の操業制限 (海区漁業調整委員会) 210
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督处分		水産動植物の採捕禁止 (海区漁業調整委員会) 213
○入札公告		
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課) 215
落札者等の公告 (企業・会計課)		落札者等の公告 (企業・会計課) 215

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第179号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏名又は名称	所 在 地	認定年月日
株式会社コバプロ	横浜市泉区新橋町1,230	令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県告示第180号

次の診療所から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名 称	所 在 地
医療法人健水会内藤外科胃腸科医院	横浜市港北区日吉 2-9 の 4

神奈川県告示第181号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治
表医療法人健水会内藤外科胃腸科医院の項を削る。

神奈川県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 4 月 8 日

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稻村ガ崎 2 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 1 丁目、稻村ガ崎 2 丁目、稻村ガ崎 3 丁目及び稻村ガ崎 4 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
稻村ガ崎 4 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 2 丁目、稻村ガ崎 3 丁目及び稻村ガ崎 4 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

この公報は再生紙を使用しています

大船 1	鎌倉市大船地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	目 1	明寺 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	
極楽寺 2 丁目 1	鎌倉市極楽寺 2 丁目、同 3 丁目及び同 4 丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂 8	鎌倉市十二所、淨明寺 4 丁目及び二階堂地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
小町 3 丁目 1	鎌倉市雪ノ下 4 丁目及び小町 3 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門 1 丁目 1	鎌倉市二階堂、西御門 1 丁目及び西御門 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
七里ガ浜 1 丁目 3	鎌倉市七里ガ浜 1 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笛田 2 丁目 1	鎌倉市笛田 2 丁目、手広 2 丁目及び鎌倉山 4 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
七里ガ浜東 5 丁目 2	鎌倉市七里ガ浜東 4 丁目、七里ガ浜東 5 丁目及び鎌倉山 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)		
淨明寺 1 丁	鎌倉市淨明寺 1 丁目及び淨	急傾斜地の崩壊			

神奈川県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 灾 害 警 戒 区 域			土 砂 灾 害 特 别 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
稻村ガ崎 2 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 2 丁目、稻村ガ崎 1 丁目、稻村ガ崎 3 丁目、稻村ガ崎 4 丁目及び極楽寺 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	稻村ガ崎 2 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 2 丁目、稻村ガ崎 1 丁目、稻村ガ崎 3 丁目、稻村ガ崎 4 丁目及び極楽寺 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
稻村ガ崎 4 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 4 丁目、稻村ガ崎 2 丁目及び稻村ガ崎 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	稻村ガ崎 4 丁目 2	鎌倉市稻村ガ崎 4 丁目、稻村ガ崎 2 丁目及び稻村ガ崎 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大船 1	鎌倉市大船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大船 1	鎌倉市大船のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
極楽寺 2 丁目 1	鎌倉市極楽寺 2 丁目、極楽寺 3 丁目及び極楽寺 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 2 丁目 1	鎌倉市極楽寺 2 丁目、極楽寺 3 丁目及び極楽寺 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小町 3 丁目 1	鎌倉市小町 3 丁目及び雪ノ下 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小町 3 丁目 1	鎌倉市小町 3 丁目及び雪ノ下 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
七里ガ浜 1 丁目 3	鎌倉市七里ガ浜 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	七里ガ浜 1 丁目 3	鎌倉市七里ガ浜 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
七里ガ浜東 5 丁目 2	鎌倉市七里ガ浜東 5 丁目、七里ガ浜東 4 丁目及び鎌倉山 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	七里ガ浜東 5 丁目 2	鎌倉市七里ガ浜東 5 丁目、七里ガ浜東 4 丁目及び鎌倉山 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
淨明寺 1 丁目 1	鎌倉市淨明寺 1 丁目、淨明寺 2 丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	淨明寺 1 丁目 1	鎌倉市淨明寺 1 丁目、淨明寺 2 丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二階堂 8	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂 8	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西御門 1 丁目 1	鎌倉市西御門 1 丁目、西御門 2 丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門 1 丁目 1	鎌倉市西御門 1 丁目、西御門 2 丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
笛田 2 丁目 1	鎌倉市笛田 2 丁目、鎌倉山 4 丁目及び手広 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	笛田 2 丁目 1	鎌倉市笛田 2 丁目、鎌倉山 4 丁目及び手広 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第184号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和49年10月4日厚建第10-153号で位置の指定をした道路の一部を次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和4年4月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和4年2月1日	第R03指道 東セ00006号	海老名市中野字月之浦585の1ほか1筆	メートル 29.25	メートル 4.00

神奈川県告示第185号

収入証紙に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第66号）第10条の規定により、次のとおり神奈川県収入証紙の販売者の指定を取り消した。

令和4年4月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定取消 し年月日	販売者の指定を取り 消した者の名称	所在 地
令和4年 4月1日	株式会社バックスグ ループ	東京都豊島区東池袋4-5の2ラ イズアリーナ14F

公 告

令和4年3月24日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和4年4月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

- (1) 所在地 伊勢原市東大竹二丁目8番12号
- (2) 名称 雄美建設株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 矢本 広幸

2 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許可年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物 収集運搬業 (積替え・保管を除く。)	収集運搬 (積替え・ 保管を除 く。)	平成29年 4月6日	01403194129	廃プラスチック 類（石綿含有産 業廃棄物を含 む。）、紙くず、 木くず、纖維く ず、ゴムくず、 金属くず、ガラ スくず・コンク リートくず・陶 磁器くず（石綿 含有産業廃棄物 を含む。）及び がれき類（石綿 含有産業廃棄物 を含む。）

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く。）の許可取消し

4 処分年月日

令和4年3月24日

5 処分の理由

雄美建設株式会社の役員は、法第16条の2（焼却禁止）の規定に違反したことにより、令和3年10月29日に厚木簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、同年11月16日に刑が確定し、同日に刑の執行を終了してから5年を経過していない。

これにより、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ））に該当するに至り、法第14条の3の2第1項第2号に該当するため。

三浦市諸磯小網代土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和4年4月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	三浦市三崎町諸磯219番地	石 川 忠
同	同 1,785番地	出 口 敏 男
同	同 小網代988番地	高 橋 敏 一
同	同 610番地	葉 山 和 信
同	同 209番地	三 上 一 夫
同	同 1,667番地	関 本 友 一
同	同 諸磯1,813番地	出 口 剛
同	同 1,179番地	出 口 正 雄
同	同 小網代582番地	葉 山 和 広
同	同 1,349番地	葉 山 勉
同	同 諸磯209番地1	松 井 一 雄
同	同 214番地	松 井 豊 和
同	同 小網代142番地	三 上 真 一
同	同 573番地	山 崎 和 善
監 事	同 2,116番地	石 渡 秀 樹
同	同 諸磯249番地	青 木 喜 一
同	同 1,876番地	出 口 聰

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	三浦市三崎町諸磯219番地	石 川 忠
同	同 1,785番地	出 口 敏 男
同	同 小網代988番地	高 橋 敏 一
同	同 610番地	葉 山 和 信
同	同 209番地	三 上 豊
同	同 1,667番地	関 本 友 一
同	同 諸磯1,813番地	出 口 �剛

同	同	1,179番地	出 口 正 雄
同	同	小網代582番地	葉 山 和 広
同	同	1,349番地	葉 山 勉
同	同	諸磯209番地 1	松 井 一 雄
同	同	214番地	松 井 豊 和
同	同	小網代142番地	三 上 真 一
同	同	573番地	山 崎 和 善
監	事	2,116番地	石 渡 秀 樹
同	同	諸磯249番地	青 木 喜 一
同	同	1,876番地	出 口 聰

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗を設置する者から新設に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー

横浜市青葉区荏田西 2-3 の 2

代表取締役 廣瀬 泰三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトエス・ディー横須賀湘南池上店

横須賀市池上 7-45 の 3 ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー

横浜市青葉区荏田西 2-3 の 2

代表取締役 廣瀬 泰三

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 11 月 1 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,838m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

68台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

54台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとおり
84.0m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとおり
22.50m³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入り口 2 か所

出口 1 か所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 4 年 2 月 28 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5 の 1

代表取締役 井出 武美

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和ショッピングセンター

大和市渋谷 6-6 の 1 ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩 1-48 の 14 第 3 デリカビル 代表取締役 木山 茂年 ほか 18 者	株式会社 3 p e a c e 茅ヶ崎市出口町 12 の 67 代表取締役 加藤 雄大 ほか 14 者

4 変更の年月日

令和 3 年 10 月 1 日 ほか

5 届出年月日
令和 4 年 3 月 7 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町 1 の 1

代表取締役 小林 辰夫

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店

茅ヶ崎市新栄町5, 601 の 2 ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) LABI 茅ヶ崎	LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店

4 変更の年月日

令和 3 年 11 月 26 日

5 届出年月日

令和 4 年 3 月 18 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤオコー

埼玉県川越市新宿町 1-10 の 1

代表取締役 川野 澄人

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー三浦初声店

三浦市初声町入江83の 3

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称等

変 更 前	変 更 後
(仮称) ヤオコー三浦初声店 三浦市初声町入江字一番地83 の 3 ほか	ヤオコー三浦初声店 三浦市初声町入江83の 3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社ヤオコー 埼玉県川越市新宿町 1-10 の 1 代表取締役 川野 澄人 ほ か未定	株式会社ヤオコー 埼玉県川越市新宿町 1-10 の 1 代表取締役 川野 澄人 ほ か2者

4 変更の年月日

令和 3 年 4 月 20 日

5 届出年月日

令和 4 年 3 月 28 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 4 月 8 日から同年 8 月 8 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5 の 1

代表取締役 井出 武美

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

大和ショッピングセンター

大和市渋谷 6-6 の 1 ほか

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
駐車場 No. 1 461 台	駐車場 No. 1 461 台
駐車場 No. 2 69 台	駐車場 No. 2 69 台
駐車場 No. 3 54 台	駐車場 No. 4 100 台
駐車場 No. 4 100 台	駐車場 No. 5 29 台
駐車場 No. 5 29 台	計 659 台
駐車場 No. 6 43 台	
駐車場 No. 7 39 台	
駐車場 No. 8 29 台	
計 824 台	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
駐車場No. 1	午前 6 時30分から午後11時まで
駐車場No. 2	駐車場No. 1
駐車場No. 3	駐車場No. 2
駐車場No. 4	駐車場No. 3
駐車場No. 5	駐車場No. 4
駐車場No. 6	駐車場No. 5
駐車場No. 7	駐車場No. 6
駐車場No. 8	駐車場No. 7

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
入り口 8か所	入り口 4か所
出口 8か所	出口 4か所

位置については、届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

令和 4 年 11 月 10 日

5 届出年月日

令和 4 年 3 月 9 日

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により伊勢原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

伊勢原都市計画下水道伊勢原第3号公共下水道

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

国土調査法第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証しました。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行った者の名称

松田町

2 調査を行った時期

令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3 成果の名称

足柄上郡松田町松田惣領及び松田庶子の各一部の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

足柄上郡松田町松田惣領及び松田庶子の各一部

5 認証年月日

令和 4 年 3 月 31 日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町角田字原箕輪134の11
開発区域の面積	391.18平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市上依知1,437の1 メゾンヴァルト203
開発許可を受けた者の氏名	長島 典正
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 9 月 16 日 神奈川県指令厚土第610005号

神奈川海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

なお、この指示の有効期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川海区漁業調整委員会
会長 櫻 本 和 美

1 東京内湾

旧羽田沖灯浮標位置（北緯35度32分11.7秒、東経139度49分6.4秒）、旧川崎航路第2号灯浮標位置（北緯35度30分20.2秒、東経139度47分58.6秒）、JFEスチール扇島第4号灯浮標（北緯35度28分24.8秒、東経139度45分1.3秒）、旧横浜根岸第2号灯浮標位置（北緯35度23分39.3秒、東経139度41分2.9秒）、横須賀市猿島北端及び同市旗山崎突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

2 東京湾

横須賀市觀音崎突端、同市久里浜地先海獺島灯標（北緯35度12分43.4秒、東経139度44分7.2秒）及び三浦市劍崎突端を順次結んだ線以西の海面における操業を禁止する。

3 相模湾

(1) イとロを結んだ線以東の海面における操業を禁止する。
(2) イ、ロ、ハ及びイを順次結んだ線によって囲まれた海面における操業は、同時に操業する統数を 6 箇統以内とする。
(3) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリを順次結んだ線以北の海面における操業を禁止する。ただし、関係漁業者等との間に操業に関する協議が成立し、神奈川海区漁業調整委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

備考 上記(1)、(2)及び(3)のうち符号によって示される点の位置は、次のとおりとする。

イ 横須賀市長者ヶ崎突端

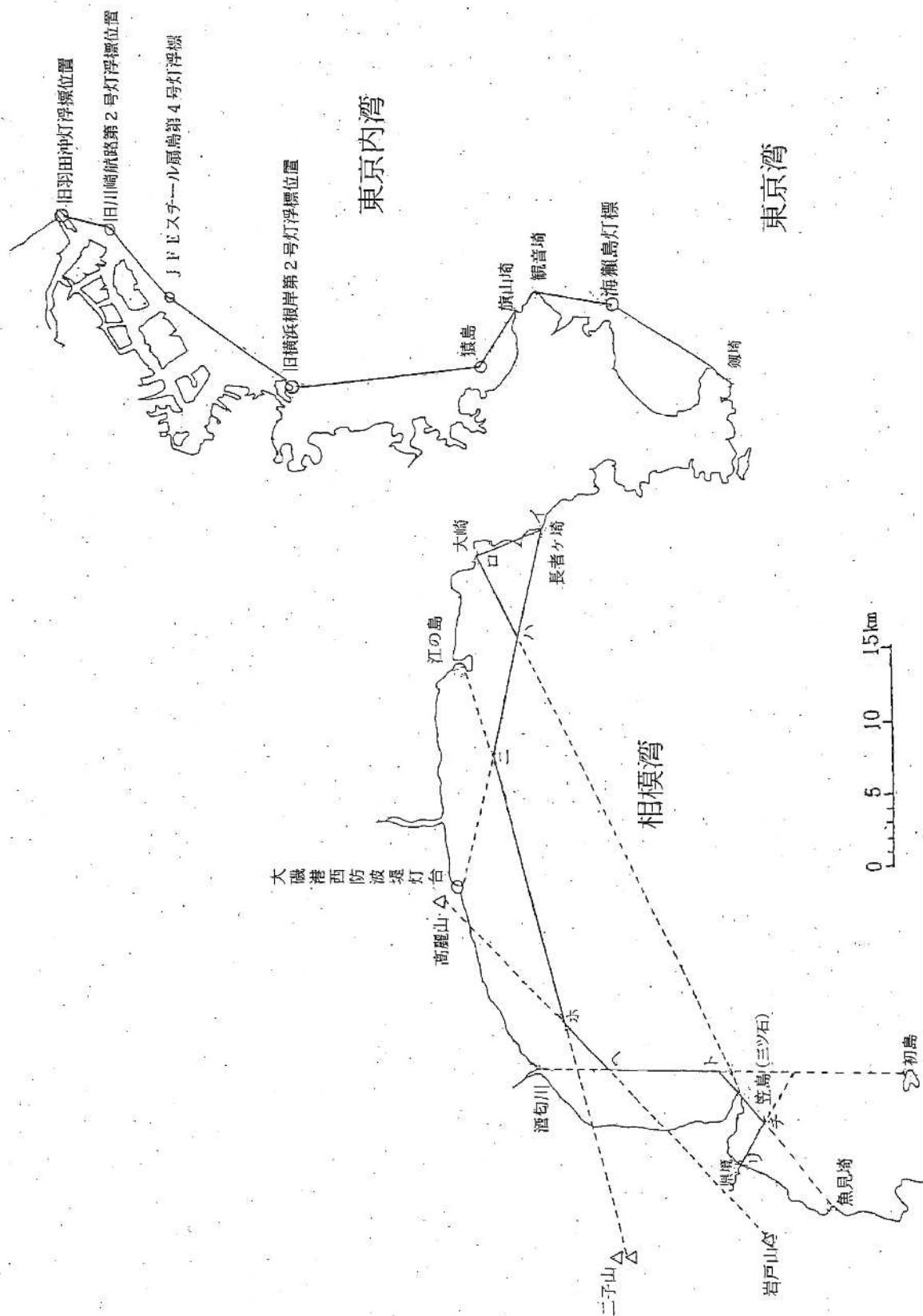
ロ 逗子市大崎突端

ハ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線とロと足柄下郡真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点

ニ イと中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線と藤沢市

江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線との交点
ホ 藤沢市江の島江の島灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線との交点
ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点
ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見崎と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点
チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見崎を結んだ線とりを基点Aとし、静岡県熱海市初島初島燈台中心点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を 0 度として、基点Aを中心とする左回り 34 度 20 分の線との交点
リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央

(略図)



神奈川海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のアマモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 採捕を禁止する区域

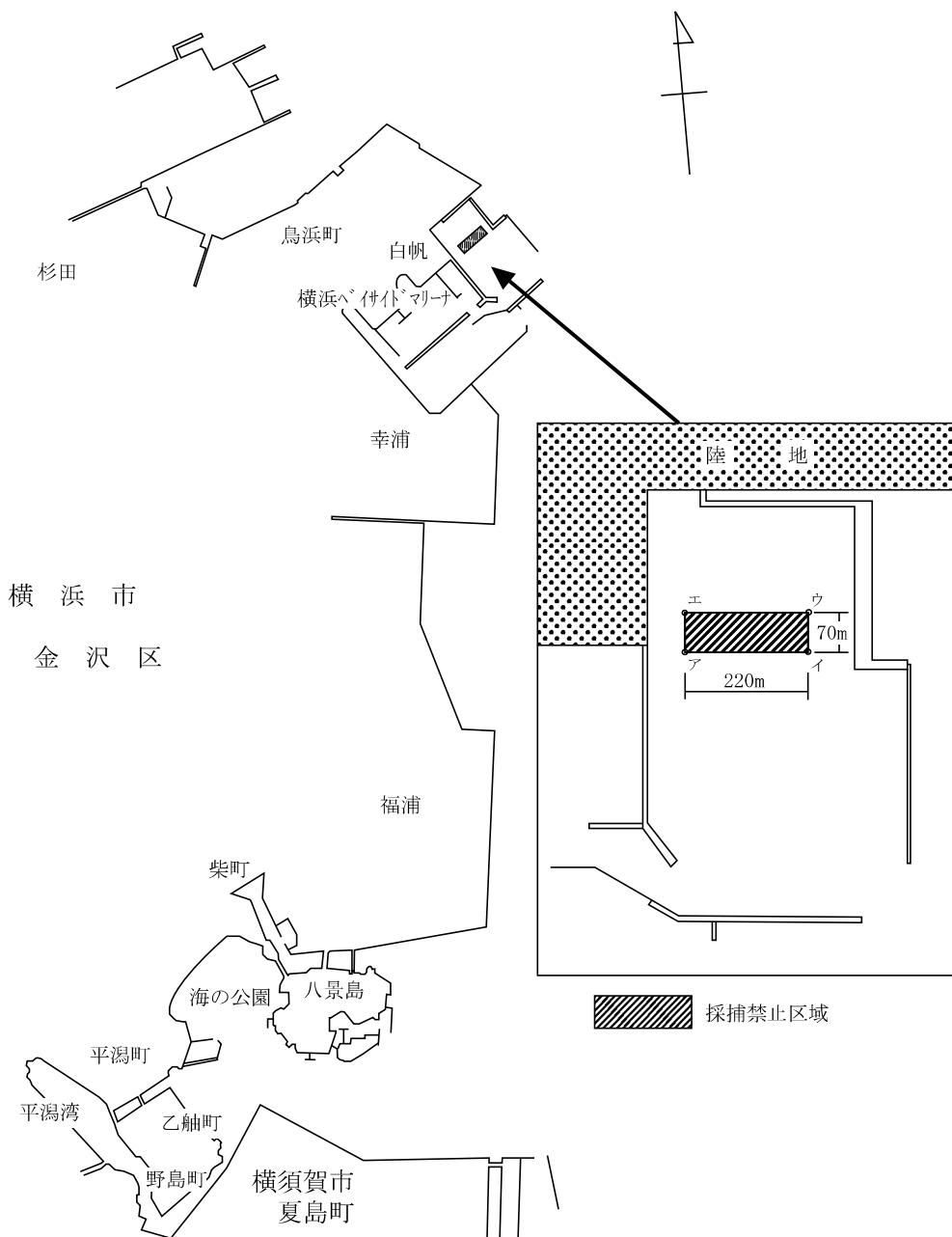
次のアイ、イウ、ウエ、エアの 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- ア 緯度35度22. 985分、経度139度39. 095分
- イ 緯度35度23. 068分、経度139度39. 198分
- ウ 緯度35度23. 095分、経度139度39. 165分
- エ 緯度35度23. 012分、経度139度39. 062分

2 指示の有効期間

令和 4 年 4 月 28 日から令和 5 年 4 月 27 日まで

水産動植物の採捕禁止区域



入札公告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 購入物品の名称及び数量

校務パソコン（II期） 1,272台

(2) 納入期限

令和 4 年 8 月 25 日

(3) 納入場所

神奈川県立鶴見高等学校ほか169か所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4 第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理用機器」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://hyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 5 月 9 日(月)正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担

当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループ 村山 裕哉
電話（045）210-6717

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 4 月 8 日(金)から同年 5 月 6 日(金)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 5 月 9 日(月)正午までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎1階 神奈川県会計局調達課調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 4 年 6 月 1 日(水)午後 1 時から同月 6 日(月)午後 1 時まで

(2) 開札日時

令和 4 年 6 月 7 日(火)午前 8 時 30 分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 6 月 6 日(月)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased : 1,272 personal computers for school duties

(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., June 6, 2022

(3) Contact point for the notice : Procurement Division of the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-ōdori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-6717

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 4 年 4 月 8 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

- (1)相模原水道営業所ほか9施設で使用する電力 約1,937,629キロワット時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1-4の2 (5)40,163,689.94円 (6)一般競争入札 (7)令和3年11月16日

2

- (1)大山浄水場ほか426施設で使用する電力 約3,026,811キロワット時 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年1月28日 (4)ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11の2 (5)81,363,487.18円 (6)一般競争入札 (7)令和3年11月16日